

建設系産業廃棄物の最終処分手続きの流れについて

(1) 必要書類の提出

①埋立処分依頼書



②工事契約書又は注文書の写し



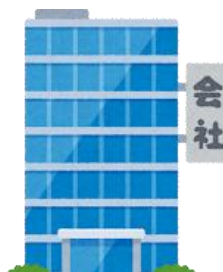
③廃棄物のデータシート



④廃棄物の写真



⑤会社の概要
(発注者の情報)



※石綿含有産業廃棄物の場合

⑥石綿含有の有無を
証する書類

～受付方法～

●電子申請：Eメール spotkeiyaku@hibikidev.co.jp

○響灘事業所へ直接持参〔住所：北九州市若松区響町三丁目29番〕

※その他の追加資料のご提出をお願いする場合があります。

(2) 処分までのながれ

■排出事業者から埋立処分依頼書一式（前ページ（1）①～⑤、石綿含有産業廃棄物は①～⑥）の必要書類を当社へ提出して頂きます。

■当社が書類を確認し、不備が無い場合は書類を受付します。

■受付後、書類審査を行います。（最短で3営業日程度）

■書類審査をクリア後、当社で契約締結の事務決裁を行います。

■当社から排出事業者へ契約締結の準備完了の連絡が入ります。

■排出事業者側で、**書面契約** 又は **電子契約**を締結します。



①契約書を響灘事業所へ**取りに来て**頂きます。
②契約書押印完了後、**持参して**頂き、**契約者カード**の交付を行います。

①メールで電子契約書のURLが届きます。
②URLへリンクして頂き、契約書を確認。
承認ボタンを押下し、契約完了。
③**搬入初日に計量前に事務所に寄って**頂き、**契約者カード**の交付を受けます。

◆排出事業者は産業廃棄物の搬入開始◆

工事契約書・注文（請）書の写しについて

記載が必要な情報（当社が書類確認する内容）



（１）発注者の情報

①所在地、②会社名、③代表者（又は個人） ④連絡先（電話番号）

（２）受注者（元請け）の情報

①所在地、②会社名、③代表者 ④連絡先（電話番号）

（３）**工事名称**（マニフェストと同じ）

（４）**工事場所**（正確な発生場所）

（５）**工事期間** **※記載の工事期間内でしか処分契約を締結できません**

※ 工事金額は黒塗りで構いません（開示の必要無し）

下線部の連絡先は工事契約書等に記載されていない場合、埋立処分依頼書への入力でOK

産業廃棄物処分は**工事現場毎**に工事契約書又は注文書の写しが必要となります！

石綿含有の有無を証する書類の例

- A : 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に定める届出書の写し
 - B : 大気汚染防止法に基づく工事前の事前調査結果報告書の写し
 - C : 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく事前調査結果等の報告書の写し
- ※A・B・C : 建築物等を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を行う際に、工事業者（排出事業者）が実施する事前調査の結果報告書
- D : アスベスト含有試験分析（第三者機関で実施した石綿有無分析の結果報告書）
- ※第三者機関が分らない場合、響灘事業所（093-771-3991）までお問合せ下さい。
- E : 平成18年9月以降に設置された建築物であることを証する書類
 - F : その他・・・建材メーカーの石綿含有に関する情報書類等

上記A～Fのうち、いずれか1つを提出してください



(3) 搬入の際には...

◎契約者カード

◎マニフェスト

◎処分料金（現金又はPカード）を必ず持参ください。



※電子マニフェストも利用可能です

契約者カード

ご利用上の注意

1. 計量時には、本証を窓口に表示して下さい。
2. 本証を紛失しても当社は一切責任を負いません。
3. 本証の不正使用があった場合、処分場のご利用をお断りいたします。

ひびき瀧開発株式会社

産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）A票 (全国版)									
交付年月日		年 月 日		交付番号	0000000000		整理番号	交付担当者 氏名	
事業 排出者	氏名又は名称			住所 〒			電話番号		
	事業 名称			所在地 〒			電話番号		
産 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 繊維くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0500 炭アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 畜産のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 炭アルカリ(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0600 炭プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 畜産の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号産業廃棄物(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物形状不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等						
<input type="checkbox"/> 1000 樹脂性残さ	<input type="checkbox"/> 4100 指定水汚泥	<input type="checkbox"/> 7422 指定水汚泥							
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 4200 紙くず	<input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)							
中間処理 事業場名称				管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
最終処分 の場所				<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり					
				<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
運搬委託者				名称/所在地/電話番号					
				<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり					
処分委託者				氏名又は名称					
				<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり					
運搬の委託者				名称					
				<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり					
処分委託者				氏名又は名称					
				<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり					
運搬の委託者				名称					
				<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり					
運搬の委託者		(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印		運 票 書了年月日		数量(及び単位)	
処分委託者		(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印		処 分 終了年月日		最終処分 終了年月日	
最終処分 を行った場所		名称/所在地/電話番号		(委託契約書記載の場所によっては委託契約書記載の番号)					
発行元：(株)プラスワンコミュニケーションズ									
照 合		B2 票		年 月 日		照 合		年 月 日	
確 認		D 票		年 月 日		確 認		年 月 日	
		E 票		年 月 日				年 月 日	

(4) 即日処分廃止に関するその他注意事項



- ① **工事発生分倉庫片付け、自社不要物処分**など発生場所や発注者が明確でない産業廃棄物は当社で処分できません。
- ② 事前申請は必要書類一式をメール送付お願いします。
(パソコン環境の無い方は書類持参で受付いたします)
- ③ 書類に不備がある場合、事前申請の受付ができません。
(書類が全て揃ってから最短で3営業日程度かかります)
- ④ 目視検査・展開検査で異物混入や大きさ違反が判明すると「**ただちに搬入停止**」となり当社で処分できません。